

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

令和4年度臨時特別給付金が始まります

●住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金とは

- ・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々を支援する給付金です。
- ・給付金を受給するためには、手続きが必要です。
- ・令和3年度の本給付金を受けられた世帯は対象外です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

大河原町が不備のない確認書（申請書）を受理した日から概ね20日後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

※既に令和3年度臨時特別給付金を支給済みの世帯は対象外です。

世帯全員の
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月から9月までの
任意の1ヶ月の収入が減少し
「住民税非課税相当」の収入
となった世帯(家計急変世帯)

基準日（令和4年6月1日）時点で大河原町に住所登録のある方には大河原町から確認書が届きます（要返送）

9月上旬より順次発送します。

（令和3年度臨時特別給付金の支給対象となった世帯は除く）

※課税状況が確認できない場合などは、申請書による申請が必要な場合があります。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

大河原町の：令和4年9月1日（木）
申請期間 ～令和4年12月23日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書配布先】大河原町福祉課窓口、
ホームページよりダウンロードなど

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

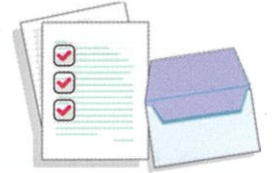
給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

《令和3年度の住民税は課税されていたが、令和4年度に住民税非課税になった世帯》

世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から大河原町にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、大河原町に返送してください。



世帯の中に、令和3年12月11日以降に大河原町に転入した方がいる場合

- 課税照会し、令和4年度住民税均等割非課税であることが確認できた世帯には、順次確認書を送付します。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、大河原町に返送してください。
- 課税状況が確認できない場合などは、申請書による申請が必要な場合があります。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

《既に令和3年度臨時特別給付金を支給された世帯は申請できません》

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、申請時にお住まいの市区町村に、ご提出ください。

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から9月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であること（※2）を指します。

（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（大河原町の場合）単身の場合：98万円以下、母・子（1人）の場合147.8万円以下

※2 **新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。**



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

TEL : 0120-526-145

受付時間 9:00~20:00（土日祝、12/29~1/3を除く）

大河原町
福祉課社会福祉係（1階 ⑤番窓口）

TEL : 0224-53-2115

受付時間：8：30～17：15（平日）